

大師道（再度谷）における休憩キャビン設計・施工業務
公募型プロポーザル実施要領

令和5年10月
神戸市経済観光局観光企画課

1 業務名称

大師道（再度谷）における休憩キャビン設計・施工業務（以下「本業務」という。）

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

六甲山系や丹生山系、そのほか多様で個性的な魅力ある山に囲まれた神戸において、令和5年度より、この神戸の財産ともいえる山々で「登山」を楽しんでいただく環境を向上し、市民や来街者の増加を目指す取り組みとして「神戸登山プロジェクト」を開催している。

このたび、神戸登山プロジェクトの取り組みとして、登山中に気軽に立ち寄ることのできる休憩スポットとして「休憩キャビン」を整備する。

休憩キャビンとは、ベンチやテーブル等といった従来の休憩機能に加えて、新たに照明等の設備機能を備えた山小屋風の見た目をした建物である。これまでの登山道になかった休憩スポットを整備することにより、登山の楽しみ方の幅を広げることや登山中の休憩時における快適性の向上に繋げることを目的とする。

(2) 業務内容

別紙仕様書（案）のとおり

(3) 契約上限額

金 10,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

（予算繰越決議の上は令和6年5月31日まで）

(5) 履行場所

大師道（再度谷）※別紙「位置図」参照

所在地	神戸市中央区神戸港地方字再度谷字口一里山1-1	
提案可能な土地面積	約 25 m ² ※別紙「詳細図」及び「現地状況等写真」参照	
主なインフラ	電気	
主な関係法令	自然公園法	瀬戸内海国立公園（六甲地域）
	都市計画法	市街化調整区域
	建築基準法	第42条2項道路（みなし道路）に接道
	がけ条例	がけ下に計画される場合の対象に該当する。
	風致条例	第1種風致地区 ※許可または協議は不要。通知のみ必要。
	緑地条例	緑地の保全区域 ※許可または協議は不要。届出のみ必要。
	砂防法	砂防指定地

※風致条例…風致地区内における建築等の規制に関する条例

※緑地条例…緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例

※具体的な規制範囲については「神戸市情報マップ」より最新の情報を参照すること。（<https://www2.wagmap.jp/kobecity/Portal>）

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結せず、契約締結後に判明した場合は契約を解除する。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙「契約書案（頭書及び委託契約約款）」参照

(4) 契約保証金に関する事項

契約保証金の額は、神戸市契約規則第24条第1項の規定により契約金額の100分の3以上の額とする。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第25条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除する。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生手続又は再生手続を行っていない者であること。
- (3) 企画提案書の提出時点において、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条各号に該当する団体でないこと。
- (6) 業務の遂行にあたり、連絡、調整、打ち合わせ等に際し迅速に対応できる体制を有していること。
- (7) 各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (8) 共同企業体による受託も可能だが、その場合は代表者を決定することとし、代表者及び構成員が上記(1)から(7)を全て満たすこと。また、本市との連絡調整は代表者がを行い、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。

(9) その他注意事項

- ① 単体で応募する企業は、他の共同企業体の構成員となることはできない。また、複数の共同企業体の構成員として参加することはできない。
- ② 構成員は、「設計」「施工」の業務の一部に限り、構成員以外の企業に請け負わせることができるが、業務の全部を構成員以外の企業に請け負わせることはできない。また、構成員以外の企業に業務の一部を請け負わせる場合は、事前に本市の承諾を得ること。

5 スケジュール

(1) 公募開始	令和5年10月16日(月)
(2) 質問受付及び現地説明会提出期限	令和5年10月24日(火)17時まで
(3) 質問に対する回答	令和5年10月31日(火)予定
(4) 現地説明会	令和5年10月31日(火)予定
(5) 参加申請受付期限	令和5年11月7日(火)17時まで
(6) 企画提案書の提出期限	令和5年12月5日(火)17時まで
(7) 事業者選定委員会参加可否の通知	令和5年12月7日(木)予定
(8) 事業者選定委員会(プレゼン審査)	令和5年12月12日(火)予定
(9) 委託予定事業者の決定	令和5年12月中旬予定
(10) 契約締結・事業開始	令和5年12月下旬予定

6 本公募に対する質問

(1) 提出期限

令和5年10月24日(火)17時まで(必着)

※持参による場合の受付時間は、開庁日(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の9時から12時まで及び13時から17時まで。

(2) 提出方法

郵送、持参またはEメール

(3) 提出場所

神戸市経済観光局観光企画課(三宮ビル東館9階)

(4) 提出書類

質問票(様式1号)

※応募(企画提案)にあたり、本質問票の提出は必須ではない。

(5) 質問に対する回答

① 回答日

令和5年10月31日(火)(予定)

② 回答方法

全ての質問をとりまとめ、質問者を特定しない形式で、本市ホームページの「事業者募集」のページ内に掲載する。<https://www.city.kobe.lg.jp/a57337/business/recruit/index.html>

また、質問が無かった場合は、その旨を掲載する。

7 現地説明会

(1) 開催日

令和5年10月31日(火)(予定)

※応募（企画提案）にあたり、本説明会への参加は必須ではない。

(2) 提出期限

令和5年10月24日（火）17時まで（必着）

※持参による場合の受付時間は、開庁日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の9時から12時まで及び13時から17時までとする。

(3) 提出方法

郵送、持参またはEメール

(4) 提出場所

神戸市経済観光局観光企画課（三宮ビル東館9階）

(5) 提出書類

現地説明会参加申込書（様式2号）

8 参加申請手続き

(1) 提出期限

令和5年11月7日（火）17時まで

※持参による場合の受付時間は、開庁日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の9時から12時まで及び13時から17時までとする。

(2) 提出方法

郵送、持参及びEメール

(3) 提出場所

神戸市経済観光局観光企画課（三宮ビル東館9階）

(4) 提出書類

次の①～⑥に掲げるものを、紙及びデータ（PDF形式）で提出すること。また、データ容量が大きく、送付できない場合は本要領12の担当部署まで連絡すること。なお、神戸市の入札参加資格がある場合、又は直近1年以内に神戸市経済観光局観光企画課に別件契約又はプロポーザルのために提出している書類若しくは受託実績があり、かつ内容に変更がない場合は、下記②及び④の提出は不要とする。

① 参加申請書兼誓約書（様式3号）

② 法人登記簿謄本（提出日から起算して3ヶ月以内に発行された正本）

③ 団体概要（様式4号）

※直近事業年度の決算報告書、会社概要、パンフレット等も可とする。

※共同企業体の構成団体は（様式7号）を使用すること。

④ 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、区市町村税の各納税証明書（直近1年分、写しでも可）

※滞納がないことを証明する納税証明書によること。

※国税（法人税、消費税及び地方消費税）の詳細については国税庁ホームページを参照すること（<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>）。

※当該区市町村において、上記様式がない場合は各区市町村民税の納付を証する証明書様式にて提出すること。

- ⑤ 神戸市契約事務等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式5号）
- ⑥ 共同企業体結成届出書（様式6号）
 - ※共同企業体による参加申込の場合のみ提出すること。
 - ※共同企業体による参加申込を行う場合は、全ての構成員について、上記②～⑤を提出すること。

9 応募（企画提案）の手続き

- (1) 提出期限
 - 令和5年12月5日（火）17時まで
 - ※持参による場合の受付時間は、開庁日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の9時から12時まで及び13時から17時までとする。
- (2) 提出方法
 - 郵送、持参及びEメール
- (3) 提出場所
 - 神戸市経済観光局観光企画課（三宮ビル東館9階）
- (4) 提出書類
 - 次の①～③に掲げるものを、紙及びデータ（PDF形式）で提出すること。また、データ容量が大きく、送付できない場合は本要領12の担当部署まで連絡すること。
 - ① 企画提案書（様式自由、（ア）以外はA4サイズ）【7部】
 - （ア）配置図、平面図、立面図（A3カラー）
 - ※提案するコンセプトや各材料の概要を記載すること。特に木材の産地は必ず記載すること。
 - ※その他、仕様書で指定している項目について必ず記載すること。
 - （イ）パース図
 - ※方向が分かるよう、2点以上作成すること。
 - （ウ）配色の分かる資料
 - ※マンセル値の記載や日本塗料工業会色見本の添付等により分かりやすい内容とすること。
 - （エ）工程表
 - ※設計と施工それぞれに要する日数を明記すること。
 - （オ）実施体制が分かる資料
 - ※総括責任者、設計担当者、施工担当者をそれぞれ擁立すること。
 - ② 見積書（様式自由、A4サイズ）【7部】
 - ※設計と施工それぞれの内訳がわかるように明記すること。
 - ③ その他補足資料（様式自由、A4サイズ）【7部】

10 選定に関する事項

- (1) 選定方法
 - ① 本企画提案の審査については、「大師道（再度谷）における休憩キャビン設計・施工業務委託事業者選定委員会」（以下、「事業者選定委員会」）において、提出された企画提案書等に基づく、原則対面によるプレゼンテーションの内容に対して審査を行い、評価基準により最も優れた企画・提案を行った事業者を最優秀提案者として契約の相手方の候補者として選定する。
 - ② 応募者多数の場合には、プレゼンテーション審査に先んじて書類審査を実施し、

その結果によってはプレゼンテーション審査の対象外となる場合があることに留意すること。

- ③ 最も評価点が高い者の点数（選定委員の平均値）が 60 点に満たない場合や、提案内容が利用者の安全性を明らかに担保できないと選定委員会において判断した場合は、最低基準に満たしていないとして、契約候補者を選定しないこととする。

(2) 事業者選定委員会

- ① 日程
令和 5 年 12 月 12 日（火）（予定）
- ② 場所
神戸市役所内（予定）
- ③ 内容
企画提案者によるプレゼンテーション（10 分程度、質疑応答は別途）
- ④ その他
投影用ディスプレイ及び操作用 P C は、事前に本市担当課が用意したものを使用できることとする。

(3) 選定基準

【提案に関する配点 60 点】

- ① 休憩キャビン外観のコンセプト及びデザイン [20 点]
・六甲山系に相応しく、周辺景観と調和しながらも、独自性の高いコンセプト及びデザインとなっている。
・利用者が何度も訪れたくなるようなデザインとなっている。
・防犯の観点から、安心に利用できる工夫がなされている。
・自由に訪れたくなる外観、案内等の工夫がなされている。
- ② 休憩キャビン内装のデザイン・空間創出 [20 点]
・より多くの登山客が利用できるよう利用者目線に立った工夫やアイデア、設えが提案内容に盛り込まれている。
- ③ 安全性・耐久性等 [10 点]
・耐久性や耐候性等、安全に利用できる構造となっている。
・維持管理上の費用を低減させる工夫がなされている。
- ④ 使用する木材 [5 点]
・休憩キャビン本体に使用する木材について、神戸市産または兵庫県産の木材を使用している。
※神戸市産を使用している場合は 5 点、神戸市産以外の兵庫県産を使用している場合は 3 点、兵庫県産以外の国産を使用している場合は 1 点、それ以外の場合は 0 点とする。
- ⑤ 事業スケジュール [5 点]
・事業スケジュールが具体的かつ効率的で無理がない。

【遂行能力に関する配点 20 点】

- ⑥ 業務実績 [10 点]
・過去の業務実績に本業務に類似した実績がある。
- ⑦ 実施体制の確保 [10 点]
・専門的な知見や知識を有しており、許認可手続きを含む本業務を安全に遂行するにあたり十分な人員と管理体制が確保できる。

【所在地に関する配点 10 点】

- ⑧ 事業所所在地 [10 点]
- ・地元事業者 … 10 点
 - ・準地元事業者 … 5 点
- ※地元事業者とは、本社が市内にある企業である。
- ※準地元事業者とは、本社は市内にないが、法人市民税の課税対象となる支店・営業所等を神戸市内に有する企業である。
- ※共同企業体の場合は、代表企業および構成員すべてが地元事業者である場合は 10 点、代表企業および構成員のうち少なくとも 1 者が地元事業者である場合は 5 点、それ以外の場合は 0 点とする。

【費用に関する配点 10 点】

- ⑨ 提案費用の妥当性 [10 点]
- ※費用評価点 = 10 点満点 × (最低提案価格 ÷ 事業者の提案価格)

※各委員の点数の合計点が最も高い事業者が複数あった場合は、次の項目の順により順位を決定する。

- (ア) 【提案に関する配点】の合計点数が最も高い者
(イ) (ア) が同点の場合は、【遂行能力に関する配点】の合計点数が最も高い者

(4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求める事。
- ② 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の応募者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ 企画提案書及び見積書等の必要書類が提出期限を過ぎて到着したとき。
- ⑥ 見積書に記載の見積金額が本実施要領に定める契約上限額を超過しているとき。
- ⑦ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(5) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに全ての応募者に通知し、選定した事業者の社名、総得点及びペース図と、他の応募者の総得点を本市ホームページで公表する。

また、応募者は選定結果の通知を受けた日の翌日から起算して 7 日（休日等を除く。）以内に、受託候補者に選定されなかった理由について書面により説明を求めることができる。この場合、説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して原則として 10 日（休日等を除く。）以内に書面等により回答する。理由の説明については原則として応募者の評価項目別の点数を示すものとする。

11 その他

- (1) 本プロポーザルの提案に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 本要領に修正や変更、追加等があった場合は、本市ホームページの「事業者募集」のページ内に掲載している内容を更新する。<https://www.city.kobe.lg.jp/a57337/business/recruit/index.html>
- (3) 本公募における提案に加え、別で公募中の「自然休養村管理センター跡地（衝原

- 湖付近)における休憩キャビン設計・施工業務」へ提案することは差し支えない。
- (4) 休憩キャビン本体について、委託仕様書「5仕様」の条件を満たすのであれば、既成品による提案も可能とする。
- (5) 企画提案書について、事前の関係機関協議が不足することにより、許可申請や規制によって大幅な提案内容の変更を求められる可能性があるため、関係機関協議を事前に行うことを推奨する。また、事業者選定後であっても上記と同様の理由で提案内容の変更を求める場合があるため、事業者は本市との協議に応じて適切に対応すること。なお、その場合に要する費用も応募者の負担とする。
- (6) 提出された企画提案書は、審査以外に応募者に無断で使用しない。ただし、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (7) 提出書類は、選定結果の如何にかかわらず返却しないものとする。
- (8) 本公募において採用されたデザインに係る知的所有権は、すべて本市に帰属するものとする。ただし既製品に係る知的所有権を除く。
- (9) 企画提案書の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の利権の対象となっているものを使用した結果生じた責任については、応募者が負う。
- (10) 応募（企画提案）に関わる書類について、期限後の提出や差し替え等は認めない。
- (11) 参加申込後に、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに、「参加辞退届（様式8号）」により本要領12の担当部署に届け出ること。

12 提出先、問い合わせ先

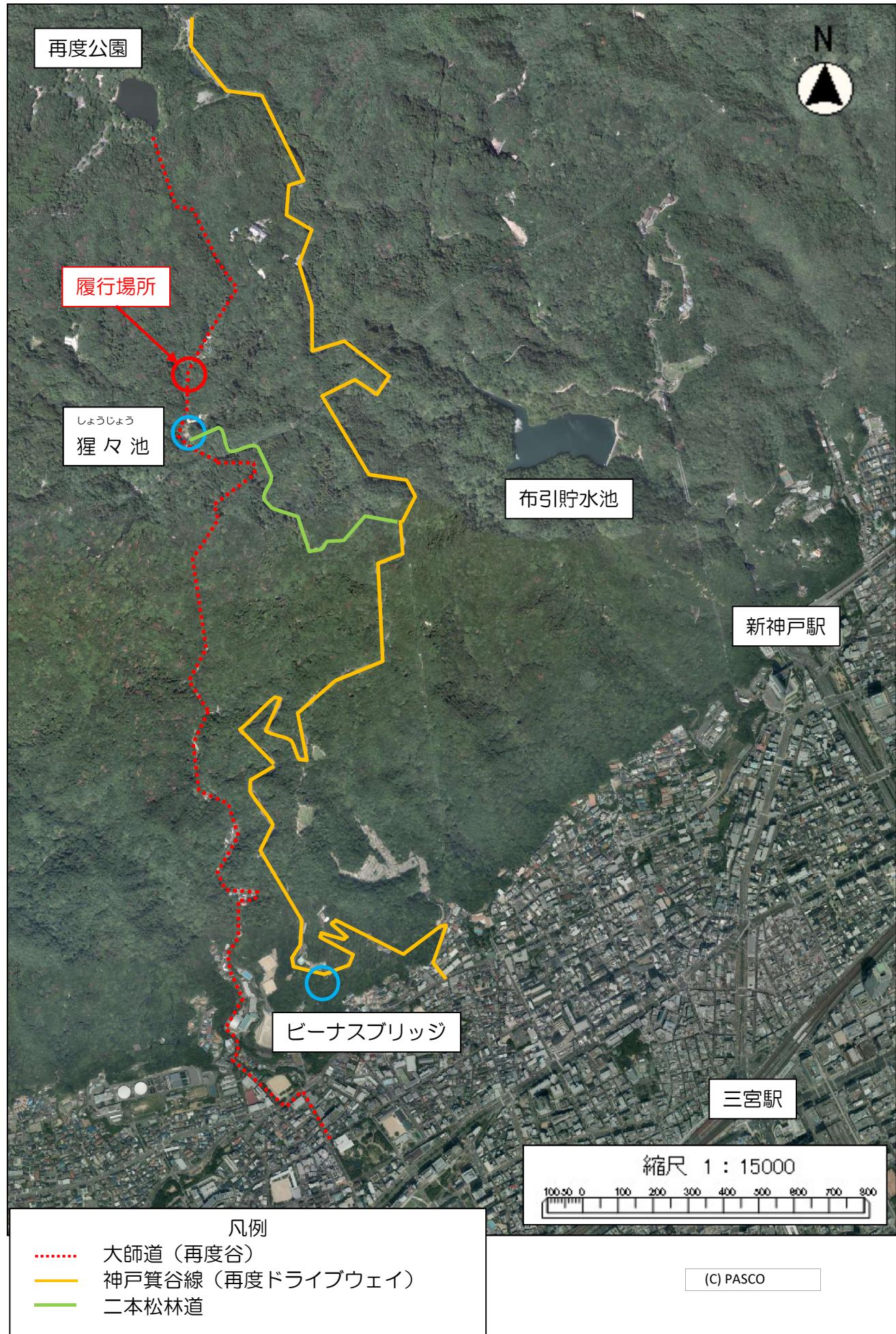
神戸市経済観光局観光企画課 下手・伊藤

【所在地】〒651-0087 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館9階

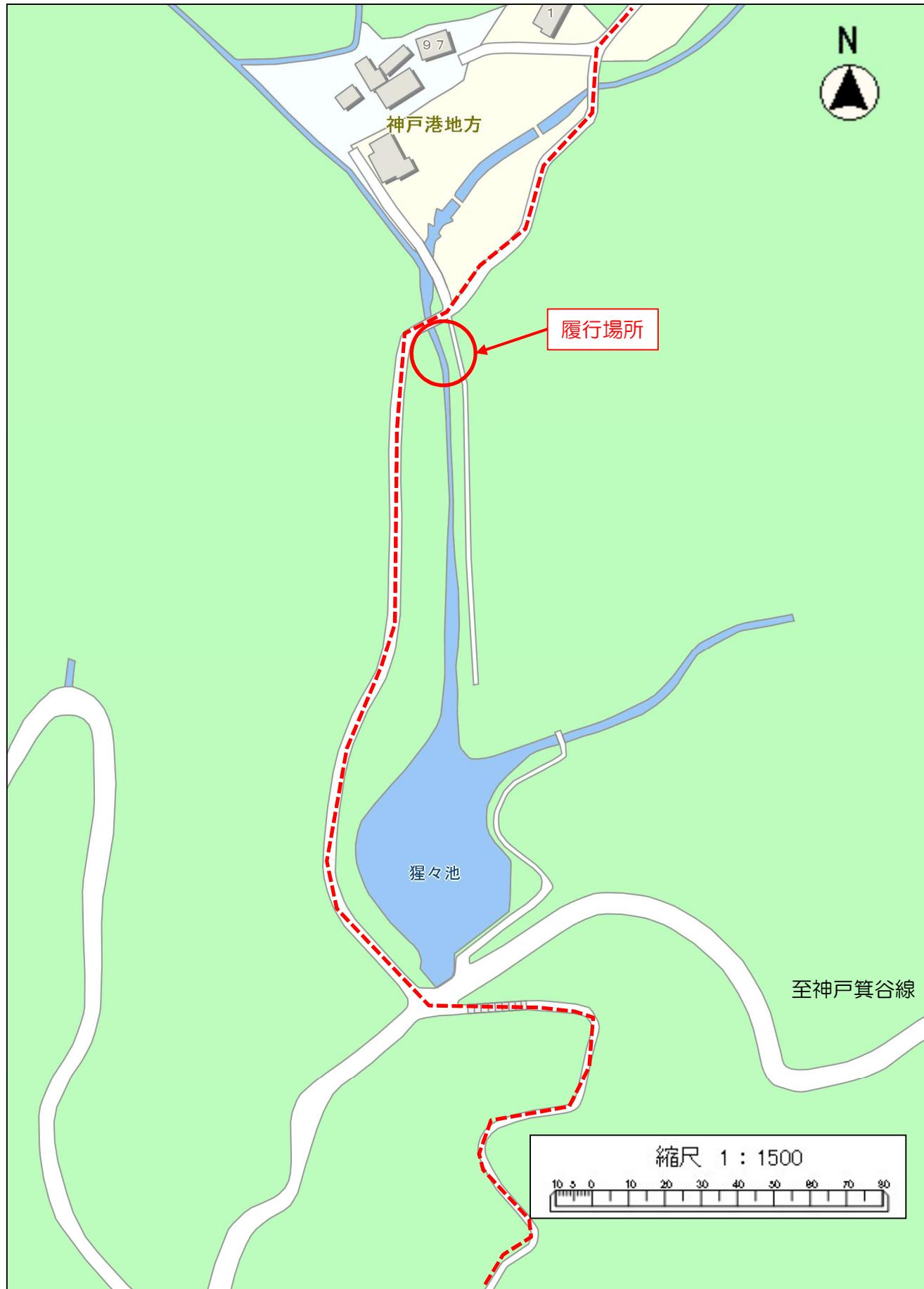
【電話番号】078-984-0361 【FAX番号】078-984-0360

【Eメール】kobe_tourism_03@office.city.kobe.lg.jp

位置図(大師道(再度谷))



詳細図(大師道(再度谷))



現地状況等写真



写真①東向き



写真②南東向き



写真③南向き



写真④南向き（車両の動線確保）



写真⑤説明看板「猩猩池の碑」